

第1 富士市のあらまし

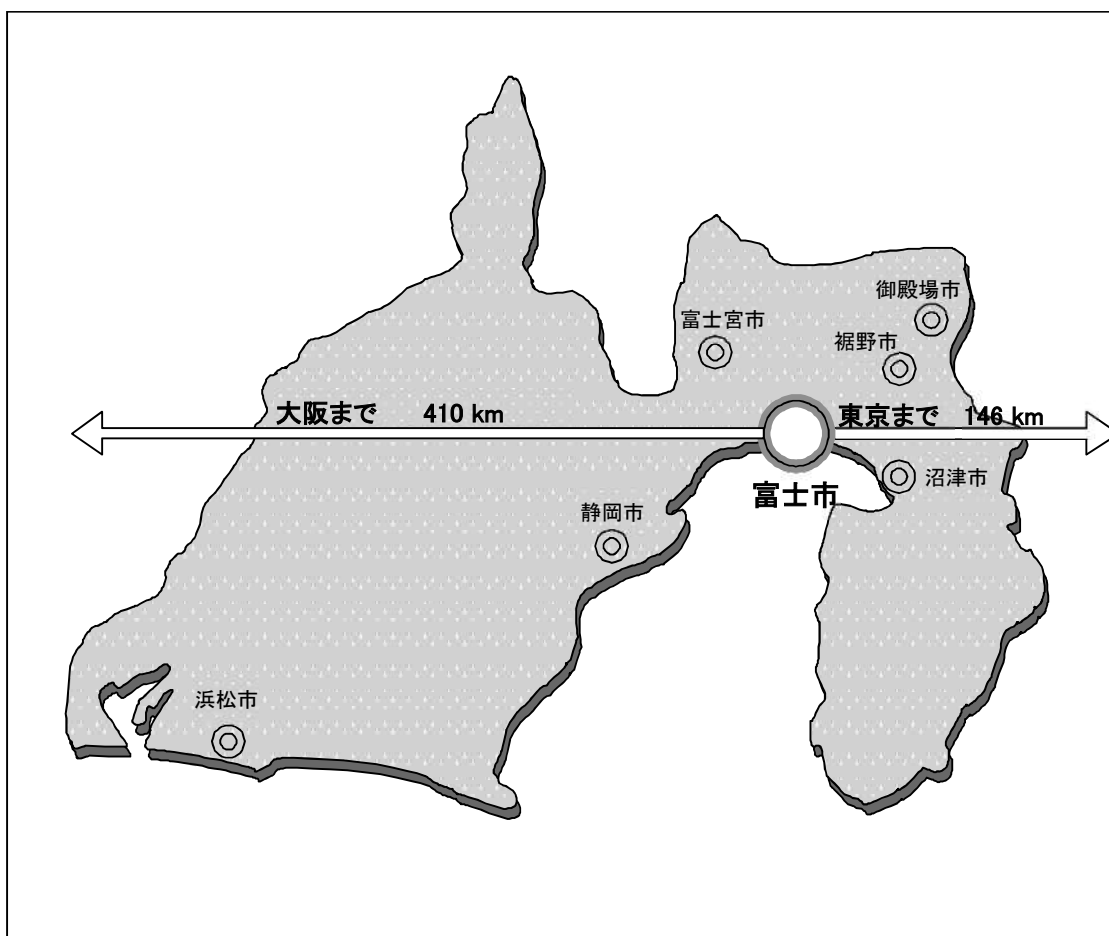
1 富士市のあらまし

富士市は、昭和41年11月1日、旧富士市・旧吉原市・旧鷹岡町の合併により誕生し、平成20年の旧富士川町との合併を経て、今年で59年となります。

日本列島のほぼ中央にあり、東京へ146 km、大阪へ410 kmの地点に位置し、北に霊峰富士を仰ぎ、南に駿河湾を望む、風光明媚な環境にあります。東海道新幹線や東名高速道路、県内ほぼ全域で開通した新東名高速道路等、日本の東西を結ぶ交通の要衝という地理的条件などに恵まれ、静岡県東部の中核都市として、発展してまいりました。

また、温暖な気候と富士山麓の豊富な地下水に恵まれ、古くから地場産業として紙・パルプ産業が発達したため、全国でも有数の「紙のまち」として知られるとともに、化学工業、輸送機械等の産業発展を背景に、工業都市として大きく飛躍してきました。

面積	244.94 km ²
人口	245,514 人
世帯数	112,198 世帯
(令和7年4月1日現在)	



(距離：鉄道路線)

富士市の世帯と人口推移

<各年4月1日現在>

年 度	世帯数	人 口 数 総 数	自 然 動 態			社 会 動 態			増 減 A + B
			出 生	死 亡	増減A	転入他	転出他	増減B	
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 7	73,083	232,632	2,688	1,524	937	7,226	6,926	231	1,168
8	74,171	233,542	2,435	1,497	1,062	7,120	7,130	75	1,137
9	75,329	234,866	2,598	1,524	995	7,360	7,253	-21	974
10	76,750	236,082	2,449	1,477	1,082	7,241	7,268	444	1,526
11	78,185	237,437	2,569	1,483	998	7,486	7,165	37	1,035
12	79,640	238,982	2,550	1,552	828	7,423	7,128	423	1,251
13	81,446	240,629	2,458	1,598	960	7,474	7,101	373	1,333
14	83,117	241,727	2,526	1,638	807	7,235	7,601	-366	441
15	84,117	242,088	2,428	1,688	740	7,178	7,541	-363	377
16	85,696	242,772	2,322	1,771	551	7,376	7,674	-298	253
17	86,516	242,932	2,310	1,684	626	6,958	7,344	-386	240
18	87,435	243,287	2,181	1,800	381	6,961	6,808	153	534
19	88,291	243,445	2,227	1,789	438	7,176	7,516	-340	98
20	89,370	244,140	2,276	1,778	498	6,897	6,812	85	583
21	96,191	261,519	2,207	1,980	227	23,402	6,691	16,711	16,938
22	96,864	261,573	2,302	2,190	112	6,614	6,469	145	257
23	97,802	261,335	2,177	2,299	-122	6,291	6,376	-85	-207
24	98,675	260,559	2,156	2,338	-182	6,233	6,699	-466	-648
25	99,410	259,339	2,059	2,364	-305	6,189	6,864	-675	-980
26	100,241	258,241	2,037	2,314	-277	5,896	6,496	-600	-877
27	101,581	257,215	1,968	2,418	-450	5,969	6,491	-522	-972
28	102,634	256,126	1,927	2,390	-463	5,959	6,702	-743	-1,206
29	103,569	255,060	1,861	2,486	-625	5,706	6,394	-688	-1,313
30	104,646	254,203	1,814	2,589	-775	5,931	6,366	-435	-1,210
31	106,087	253,410	1,661	2,671	-1,010	6,117	6,267	-150	-1,160
令和 2	107,413	252,605	1,593	2,650	-1,057	6,171	6,440	-269	-1,326
3	108,586	251,616	1,522	2,688	-1,166	5,985	5,823	162	-1,004
4	109,133	250,030	1,514	2,788	-1,274	5,821	5,848	-27	-1,301
5	109,921	248,368	1,415	2,980	-1,565	5,696	6,229	-533	-2,098
6	111,193	247,121	1,328	3,146	-1,818	5,814	6,050	-236	-2,054
7	112,198	245,514	1,184	3,179	-1,995	5,580	5,891	-311	-2,306

※ 人口動態の推移は日本人のみ。

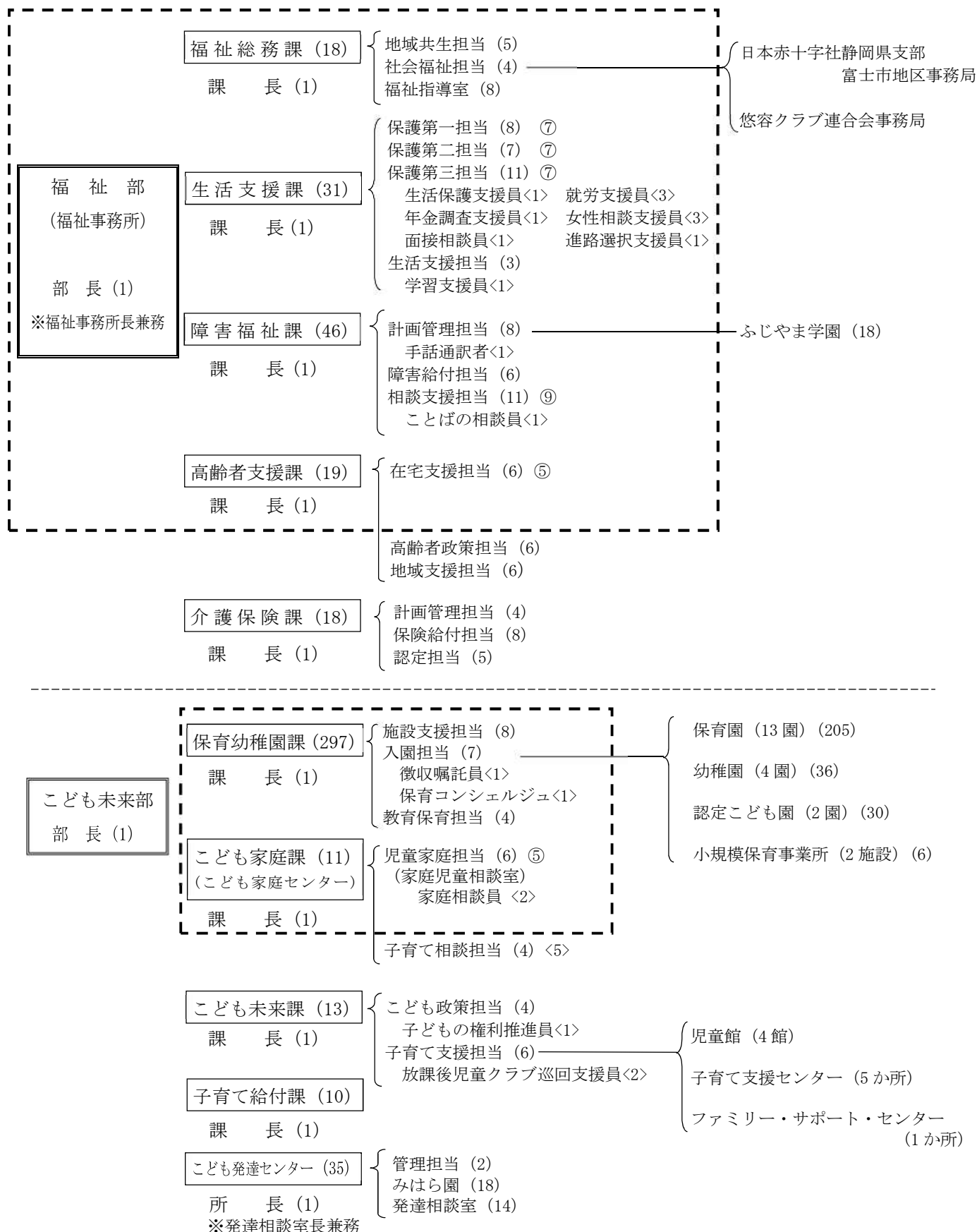
※ 平成 20 年 11 月 1 日 庵原郡富士川町と合併。

2 福祉部・こども未来部 福祉事務所の組織

(令和7年4月1日現在)

(凡例)

--- は福祉事務所の機構を表す
 () は正規職員数を表す
 ※育休中の職員含む
 ○内 はケースワーカー数の再掲
 < > は専門的な職を有する会計
 年度任用職員を表す



3 福祉部・こども未来部の分掌事務

【福祉部】

1 福祉総務課

地域共生担当

- ① 福祉思想を普及させるため、福祉行事の開催、冊子の発行その他の啓発活動及び人権擁護委員の活動の支援を行うこと。
- ② 自然災害、火災等のり災者を救援するため、災害救助に関する事務及び災害見舞金、弔慰金等の支給を行うこと。
- ③ 民間の社会福祉施設の運営基盤を強化するため、その施設の運営に係る費用を助成すること。
- ④ 福祉有償運送に必要な事項を協議するため、福祉有償運送運営協議会を運営すること。
- ⑤ 避難行動要支援者を支援するため、避難行動要支援者支援計画に基づき支援体制を構築すること。
- ⑥ 地域住民の複雑化かつ複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築すること。
- ⑦ 高齢者の健康の保持及び増進並びに社会参加の推進を図るため、高齢者に対する助成を行うこと。
- ⑧ 福祉部の庶務及び懸案事務について必要な連絡及び調整を行うこと。

社会福祉担当

- ① 赤十字事業を円滑に遂行するため、富士市地区の事務局を担い、日本赤十字社の活動を支援すること。
- ② 社会福祉センター等の施設を円滑に管理するため、指定管理者の指導及び監督又は施設の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会に対する支援及び助成を行うこと。
- ④ 要援護者の相談、指導、調査その他地域住民の福祉向上を図るため、民生委員・児童委員の活動を支援し、助成すること。
- ⑤ 犯罪者等の更生を図るため、保護司会等の活動を支援し、助成すること。
- ⑥ 戦傷病者、戦没者遺族等を援護するため、慰霊塔の管理、戦没者追悼式、県への報告事務等を行うこと。
- ⑦ 地域福祉の推進を図るため、市民から寄せられた寄附を有効に運用管理すること。
- ⑧ 多年にわたり社会のために尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、敬老事業を行うこと。
- ⑨ 高齢者が生きがいを持って生活できるようにするため、老人クラブ活動に対する指導及び助成を行うこと。
- ⑩ 婚姻率の増加を図るため、啓発及び支援を行うこと。

福祉指導室

- ① 社会福祉法人の適正な運営及び円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、社会福祉法人の指導監査を行うこと。
- ② 有料老人ホーム設置事業者、指定した介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者及び民間保育園等に対する指導監督等を行い、適正な事業の実施及びサービスの質の確保を図ること。

2 高齢者支援課

高齢者政策担当

- ① 高齢者保健福祉計画に基づいて事業を推進するため、計画を適正に進行管理すること。
- ② 高齢者が地域社会で継続的に生活できるようにするため、地域包括ケアシステムを充実させ、包括的に支援すること。
- ③ 高齢者が地域社会で尊厳を持って生活できるようにするため、介護予防及び日常生活支援を総合的に推進すること。

在宅支援担当

- ① 要介護高齢者の生活の安定及び福祉の増進を図るため、各種介護サービスを行うこと。
- ② ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の生活の安定を図り、要介護状態となることを予防するため、各種生活支援サービスを行うこと。
- ③ 居宅での生活が困難な高齢者に対し生活の安定を確保するため、養護老人ホーム等への適正な入所措置等を行うこと。
- ④ 高齢者が安心して生活できるようにするため、各種生活支援サービスを行うこと。

地域支援担当

- ① 住み慣れた地域での高齢者の自立した生活を確保するとともに、家族介護者を支援するため、必要な支援サービスを提供すること。
- ② 要支援者等が自立して生活できるようにするため、支援計画の作成および介護予防サービスを行う事業者等との連絡調整を行うこと。
- ③ 認知症高齢者が安心して生活できるようにするため、認知症高齢者及び家族の支援並びに認知症に関する啓発活動を行うこと。

3 介護保険課

計画管理担当

- ① 要介護者の地域における安心な生活を確保するため、地域密着型サービス等を計画的に整備すること。
- ② 介護保険事業計画に基づいて事業を推進するため、計画を適正に進行管理すること。
- ③ 介護に従事する人材を確保するため、補助金の交付等を行うこと。
- ④ 良質で過不足のない介護サービスを提供するため、給付適正化事業を行うこと。

保険給付担当

- ① 介護保険被保険者の資格管理を適正に行うため、取得喪失等の状況を把握すること。
- ② 介護保険事業に要する費用を確保するため、介護保険料の適正な賦課徴収等を行うこと。
- ③ 介護保険被保険者の安定したサービス利用を確保するため、適正に保険給付を行うこと。
- ④ 低所得者への介護サービスの提供を図るため、利用者負担の支援措置を行うこと。

認定担当

- ① 介護保険の適正な利用を図るため、公平かつ公正な要介護認定事務を行うこと。

4 生活支援課

保護第一担当・保護第二担当・保護第三担当

- ① 低所得者の生活を保障し、自立を助長するため、生活保護を行うこと。
- ② 配偶者等から暴力を受けた被害者及び困難な問題を抱える女性を支援するため、相談、援助及び保護を行うこと。
- ③ 行旅中の病人及び死亡人に対応するため、医療費の支給及び葬祭を行うこと。
- ④ 厚生労働行政の基礎資料とするため、国民生活基礎調査等を行うこと。
- ⑤ 中国残留邦人等の生活を保障し、自立を助長するため、支援給付を行うこと。

生活支援担当

- ① 一時的な困窮者を援助するため、生活困窮者等に緊急援護費を支給し、及び旅費困窮者に交通費を支給すること。
- ② 生活困窮者の早期自立を促すため、相談支援を行うこと。
- ③ ユニバーサル就労を推進するため、就労環境の整備に関する施策を企画し、及び実施すること。

5 障害福祉課

計画管理担当

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づいて事業を推進するため、計画を適正に進行管理すること。
- ② 障害者の自立及び日常生活を支援するため、補装具等の給付を行うこと。
- ③ 障害者の快適な生活等を支援するため、タクシー利用助成等の各種サービスを提供すること。
- ④ 介護給付費等に係る支給手続の透明化及び公平化を図るため、障害支援区分認定調査を行い、障害支援区分認定等審査会で認定すること。
- ⑤ 市民の障害福祉及び障害者に対する理解を深めるため、啓発活動を行うこと。
- ⑥ 障害者の自立及び社会参加を促進するため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、養成等の意思疎通支援を行うこと。
- ⑦ ふじやま学園の施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。
- ⑧ そびな寮、あおぞら寮の施設を円滑に管理するため、指定管理者の指導及び監督を適切に行うこと。

障害給付担当

- ① 障害者の福祉サービスを提供するため、障害者手帳を交付すること。
- ② 障害者の負担を軽減するため、医療費等を助成すること。
- ③ 障害者の福祉の増進を図るため、障害者手当を支給すること。

相談支援担当

- ① 障害者等の地域生活を向上させるため、短期入所、生活介護、居宅介護等の各種サービスを提供すること。
- ② 障害者の施設生活を支援するため、施設サービスを提供すること。
- ③ 障害者のニーズを把握し、サービスの調整を図るため、相談業務を行うこと。
- ④ 障害者相互の交流を深めるため、障害者団体の育成を行うこと。
- ⑤ 障害者の自立を促進するため、就労等の訓練の場を提供すること。
- ⑥ 障害者(児)に適切なサービスを提供するため、サービス等利用計画の作成を行うこと。

ふじやま学園

- ① ふじやま学園の設置目的に沿った事業を円滑に展開するため、学園を適切に運営管理すること。
- ② ふじやま学園利用者の健全な食生活を確保するため、安全かつ、安心な給食を提供すること。
- ③ ふじやま学園利用者の健康で健やかな生活を支援するため、健康診断及び保健指導を行うこと。
- ④ ふじやま学園の運営機能を保持するため、施設及び設備を適切に運営管理すること。
- ⑤ 在宅の障害児(者)及び保護者を支援するため、障害児(者)を一時的に短期入所させること。

【こども未来部】

1 こども未来課

こども政策担当

- ① 子育て世帯における仕事と家庭の調和を図るため、子育て環境の整備を行うこと。
- ② こども施策を総合的に推進するため、計画を策定し、推進すること。
- ③ 子どもの権利を保障するため、子どもの権利擁護に関する理念の周知及び環境整備を行うこと。

子育て支援担当

- ① 子育て世帯の育児負担を軽減するため、子育てに係る支援を行うこと。
- ② 子育て世帯における仕事と家庭の調和を図るため、子育て環境の整備を行うこと。
- ③ 児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童健全育成事業を推進すること。
- ④ 放課後の児童に適切な遊び及び生活の場を提供するため、放課後児童クラブを適正に運営管理すること。
- ⑤ 放課後の児童に適切な遊び及び生活の場となる施設の整備を進めるため、放課後児童クラブを建設すること。

2 保育幼稚園課

入園担当

- ① 保育を必要とする児童並びに保護者に対し、保育園、認定こども園、小規模保育事業所等を利用するための認定及び入所手続きに関する事務を行うこと。
- ② 幼稚園、保育園、認定こども園等の設置目的に沿った事業を円滑に展開するため、公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等を適切に運営管理すること。
- ③ 入所児童の生活環境を改善するため、公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等の施設整備を行うこと。

施設支援担当

- ① 質の高い教育及び保育を実現するため、公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等の教育及び保育環境における規模の適正化を図ること。
- ② 民間保育園等の運営を安定化し、保育環境を改善するため、民間保育園等に対し運営助成を行うこと。
- ③ 私立幼稚園の運営を安定化し、教育環境を改善するため、私立幼稚園に対し運営助成を行うこと。

教育保育担当

- ① 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質の向上を図るため、研修及び指導を行うこと。
- ② 公立保育園、公立認定こども園、公立小規模保育事業所の児童の健全な食生活を確保するため、給食を管理すること。
- ③ 幼稚園、保育園、認定こども園等における幼児教育と小学校における義務教育との円滑な接続を図るため、研修等を行うこと。
- ④ 公立幼稚園、公立保育園、公立認定こども園等における特別な配慮を必要とする子どもに対する適切な教育及び保育を実施するため、必要な環境整備を行うこと。

保育園

- ① 保育を必要とする児童に生活の場を提供し、及び保護者に対する子育て支援を推進するため、入所児童の保育及び子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

認定こども園

- ① 就学前児童に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、入所児童の教育及び保育並びに子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

小規模保育事業所

- ① 保育を必要とする児童に生活の場を提供し、及び保護者に対する子育て支援を推進するため、入所児童の保育及び子育て支援事業を行うこと。
- ② 入所児童の健全な食生活を確保するため、給食を調理し、提供すること。

3 こども家庭課

児童家庭担当

- ① 子どもとその家庭及び妊産婦等を支援するため、実情の把握、子ども等に関する相談、在宅支援等を行うこと。
- ② ひとり親家庭等における児童の福祉向上を図るため、支援等を行うこと。

子育て相談担当

- ① 妊産婦及び乳幼児等の健康を増進するため、相談、助言等の支援を行うこと。
- ② 安全な出産及び妊産婦の健康管理を図るため、保健指導、健康診査等を行うこと。

4 子育て給付課

- ① ひとり親家庭等における児童の福祉向上を図るため、給付事業を行うこと。
- ② ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成すること。
- ③ ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を支給すること。
- ④ 児童を養育している家庭の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給すること。
- ⑤ こどもを養育している家庭の医療費の負担を軽減するため、医療費を助成すること。
- ⑥ 未熟児の健全な育成を図るため、入院が必要な未熟児に医療給付を行うこと。

5 こども発達センター

管理担当

- ① 園児の健全な食生活を確保するため、園児の特性に応じた給食を提供すること。
- ② 通園に係る負担の軽減及び利便性の向上を図るため、園児用送迎バスの運行管理を行うこと。
- ③ こども発達センターの施設機能を保持するため、施設及び設備を適切に維持管理すること。

みはら園

- ① 障害や特性のある子どもが家庭や地域で生活するため、発達状況に応じた支援を行うこと。

発達相談室

- ① 乳幼児期の子どもに対し、発達状況に応じた適切な支援を行うため、早期発達支援事業を行うこと。
- ② 子どもの発達状況等を確認し、様々な支援につなげるため、発達相談事業を行うこと。

4 福祉関係決算

1 富士市一般会計歳出

(単位：円)

区分		年度	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
一 般 会 計	民 生 費	社会福祉費 (国年・国保・後期高齢者医療費を除く)	3,304,517,985	3,051,096,418	2,552,543,999
		社会福祉総務費	940,666,589	923,323,603	1,019,884,783
		生活困窮者自立支援給付費	35,415,542	—	—
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費	1,302,548,807	—	—
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付費	1,025,887,047	—	—
		住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付費	—	2,127,772,815	1,532,659,216
		老人福祉費	3,564,379,241	3,467,725,947	3,763,993,634
		高齢者対策費	71,524,660	70,793,580	77,249,663
		要援護高齢者対策費	473,602,117	297,191,400	623,858,119
		介護保険費	3,019,252,464	3,099,740,967	3,062,885,852
		児童福祉費	14,761,795,903	15,380,875,403	16,181,617,768
		児童福祉総務費	—	—	—
		子ども子育て支援費	780,424,275	800,382,018	862,450,237
		こども家庭費	228,570,960	186,635,409	274,823,497
		母子家庭等対策費	—	—	—
		ひとり親家庭等対策費	105,850,154	126,942,739	78,670,046
		児童手当費	3,642,062,192	3,492,396,376	3,930,996,045
		児童扶養手当費	880,883,646	857,006,435	874,962,444
		こども医療費	1,037,083,010	1,160,748,814	1,147,100,317
		児童健全育成費	—	—	—
		保育園費	2,840,115,527	2,904,188,313	3,080,901,421
		保育園振興費	4,988,764,569	5,206,406,064	5,931,713,761
		子育て世帯物価高騰対策特別給付金給付費	2,786,010	378,604,986	—
		子育て世帯等臨時特別支援事業費	—	—	—
		子育て世帯生活応援給付金給付費	—	—	—
		子育て世帯生活支援特別給付金給付費	248,631,586	267,564,249	—
		子育て世帯への臨時特別給付金給付費	6,623,974	—	—
		障害者福祉費	7,911,230,379	8,664,673,157	9,622,326,037
		障害者福祉総務費	4,659,886	5,232,978	5,643,720
		障害者医療手当給付費	624,198,318	624,627,800	634,711,596
		障害者自立支援費	6,664,708,341	7,364,903,921	8,310,907,517
		障害者援護事業費	54,342,979	57,149,342	57,249,706
		障害者就労支援施設費	28,335,619	23,818,569	17,068,690
		障害児入所施設費	235,608,829	250,866,587	253,637,842
		こども発達センター費	299,376,407	338,073,960	343,106,966
		生活保護費	3,471,778,787	3,913,557,514	3,709,876,779
		生活保護総務費	223,557,774	267,134,972	273,023,592
		扶助費	3,248,221,013	3,646,422,542	3,436,853,187
		災害救助費	410,000	931,925	1,405,598
		計	33,014,112,295	34,478,860,364	35,831,763,815

2 介護保険事業特別会計

歳入

(単位：円)

年度 区分		令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
介護保険事業特別会計	介護保険料 (還付未済額)	4,825,556,855 (3,105,556)	4,851,184,676 (3,811,852)	5,148,547,512 (4,439,646)
	分担金及び負担金	37,846,700	40,039,100	41,545,100
	負担金	37,846,700	40,039,100	41,545,100
	国庫支出金	4,447,611,111	4,537,728,278	4,491,085,246
	国庫負担金	3,559,197,403	3,610,144,117	3,701,409,181
	国庫補助金	888,413,708	927,584,161	789,676,065
	支払基金交付金	5,161,048,000	5,327,032,451	5,550,065,386
	県支出金	2,827,965,090	2,896,475,395	2,902,499,807
	県負担金	2,667,178,000	2,732,273,000	2,795,984,000
	県補助金	160,787,090	164,202,395	106,515,807
	財産収入	657,422	3,098,779	7,240,278
	財産運用収入	657,422	3,098,779	7,240,278
	繰入金	3,306,611,701	3,369,838,610	3,236,083,973
	一般会計繰入金	3,006,611,701	3,089,838,610	3,056,083,973
	介護給付費準備基金繰入金	300,000,000	280,000,000	180,000,000
	繰越金	306,788,617	374,145,206	178,106,109
	諸収入	8,814,464	5,823,299	1,846,193
	延滞金加算金及び過料	319,760	388,620	297,205
	預金利子	7,455	0	0
	雑収入	8,487,249	5,434,679	1,548,988
	計	20,922,899,960 (3,105,556)	21,405,365,794 (3,811,852)	21,557,019,604 (4,439,646)

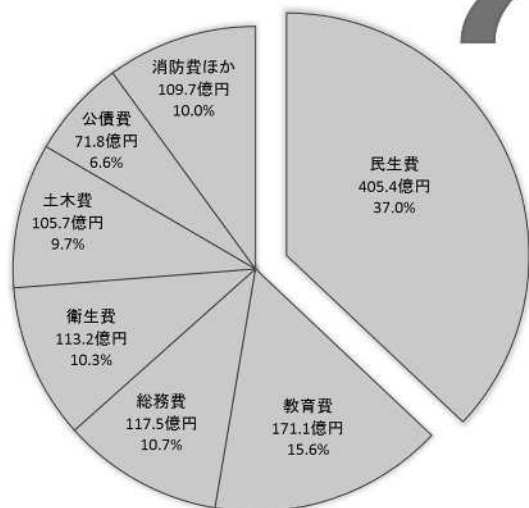
歳出

(単位：円)

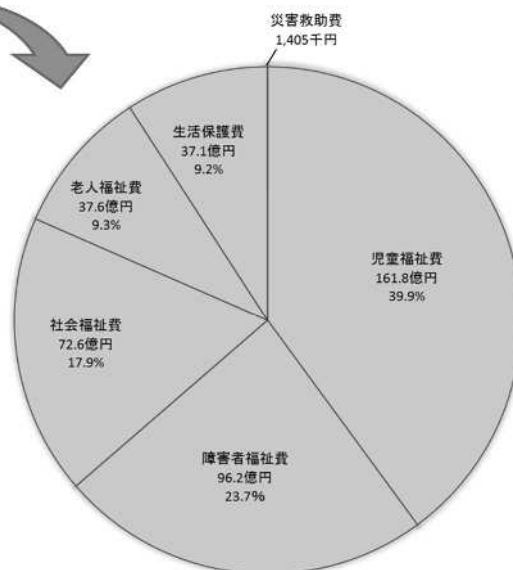
年度 区分		令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算
介護保険事業特別会計	総務費	335,360,783	339,782,727	301,774,649
	総務管理費	187,335,870	193,311,655	149,442,357
	徴収費	12,471,160	10,769,541	14,409,760
	介護認定審査会費	133,422,442	133,191,863	135,886,768
	趣旨普及費	1,623,545	1,643,840	1,729,354
	運営協議会費	507,766	865,828	306,410
	保険給付費	18,564,437,291	19,147,568,085	19,686,419,178
	保険給付費等諸費	18,564,437,291	19,147,568,085	19,686,419,178
	地域支援事業費	1,243,713,607	1,264,503,384	849,341,044
	保健福祉事業費	17,308,665	16,974,865	17,660,703
	基金積立金	200,657,422	238,693,000	178,652,000
	公債費	0	0	0
	諸支出金	187,276,986	219,737,624	250,477,005
	償還金及び還付加算金	174,564,007	206,667,757	134,235,447
	繰出金	12,712,979	13,069,867	116,241,558
	予備費	0	0	0
	計	20,548,754,754	21,227,259,685	21,284,324,579

令和6年度一般会計歳出に占める福祉関係費の割合

一般会計歳出 1,094 億円の内訳



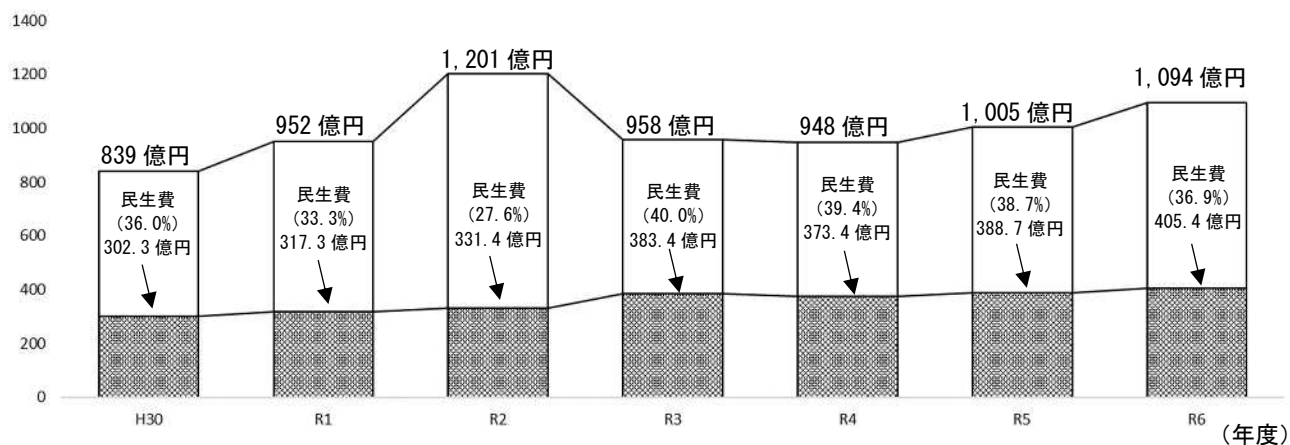
民生費 405 億円の内訳



国民年金費（国年費）、国民健康保険費（国保費）、後期高齢者医療費を除く福祉関係費は 358 億 3 千万円
 （小数点第二位以下を四捨五入）

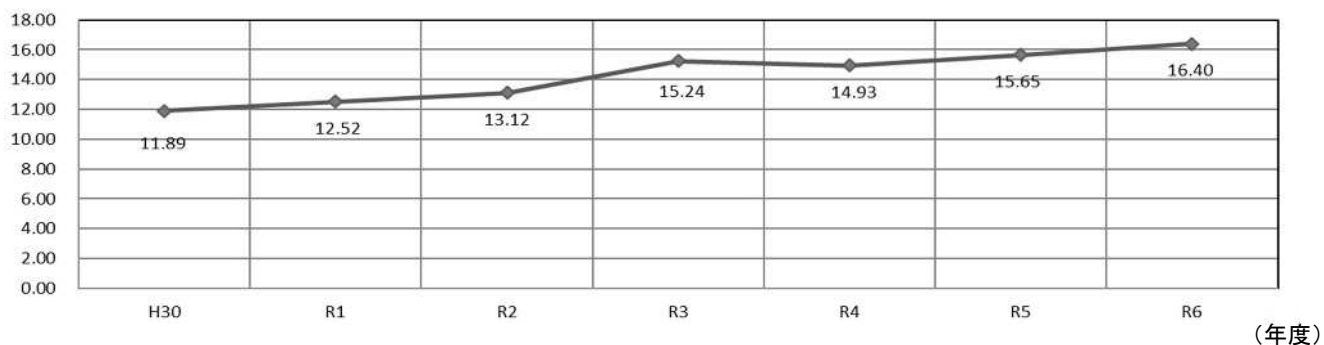
一般会計歳出に占める民生費の変化

(億円)



市民一人当たりの民生費の変化（民生費／各年度4月1日人口）

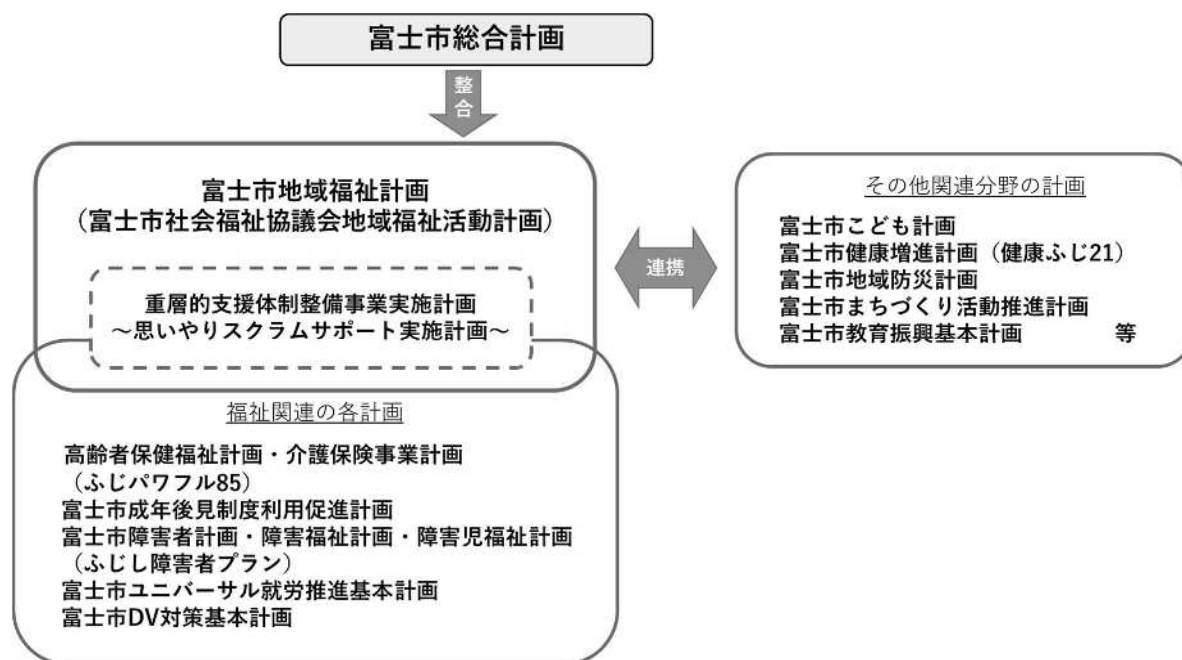
(万円)



5 富士市の福祉関連計画

1 各計画の位置づけ

富士市の福祉関係計画は、第六次富士市総合計画を踏まえて、保健・医療・福祉・生活支援等、幅広い分野にわたる施策の方向性を明確にしている。このうち、富士市地域福祉計画は、各種福祉サービスが効果的・効率的に提供されるよう、関連する他の計画との連携・調整を図る役割を担っている。



2 各計画について

(1) 富士市地域福祉計画

①概要

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う仕組みを構築することを目的とした計画である。高齢者、障害者、子どもなど、誰もが自分らしく生活できる共生社会の実現を目指し、地域の実情やニーズに応じた福祉サービスの充実や地域活動の推進、住民・関係機関の連携強化などの取り組みを定めている。

②計画の期間

・令和4年4月～令和9年3月

(2) 重層的支援体制整備事業実施計画

①概要

地域住民が抱える複雑・複合的な支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に行い、切れ目のない支援体制を構築する計画である。これらをより効果的・円滑に進めるため、「アウトリーチ（訪問支援）等による継続的支援」や「多機関協働による支援」といった新たな取組も強化している。市民が安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、多様な主体と連携しながら包括的な支援を推進している。

②計画の期間

・令和6年4月～令和9年3月

(3) ふじパワフル85計画Ⅶ

①概要

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいくための、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、「自立と支え合いを両立し、高齢者がいつまでも暮らし続けられる地域づくり」を基本理念に、自立支援、介護予防・重度化防止、生活支援体制の整備など各種取組を強化・推進している。

②計画の期間

・令和6年4月～令和9年3月

(4) 富士市成年後見制度利用促進計画

①概要

認知症や知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、「支え合い思い合いながら、尊厳をもってその人らしく生活できる地域づくり」を基本理念に、成年後見利用促進のための中核機関を設置するとともに、受任調整会議を開催するなど、体制整備に取り組んでいる。

②計画の期間

・令和4年4月～令和9年3月

(5) ふじし障害者プラン

①概要

ふじし障害者プランは、障害のある人もない人も共に地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指して策定する障害福祉に関する総合計画である。このプランは、「第5次富士市障害者計画」で障害者の自立や社会参加の促進、差別のない社会づくりといった基本的な方針や目標を示し、「第7期富士市障害福祉計画」では障害のある人が地域で自分らしく生活できるよう、生活支援サービスや相談支援、就労支援など具体的なサービス提供体制や支援内容を定めている。さらに「第3期富士市障害児福祉計画」では、障害児とその家族が安心して暮らせるよう、子どもの成長や発達に応じた支援の確保や、家族へのサポート体制の強化を重点的に盛り込んでおり、これら3つの計画を一体的に推進することで、市全体で障害のある人の自立支援や社会参加、暮らしやすい地域づくりに取り組んでいる。

②計画の期間

- ・第5次富士市障害者計画
令和6年4月～令和12年3月
- ・第7期富士市障害福祉計画、第3期富士市障害児福祉計画
令和6年4月～令和9年3月

(6) 富士市ユニバーサル就労推進基本計画

①概要

本計画は、条例に基づき、ユニバーサル就労を推進するための各施策を盛り込んだ計画である。ユニバーサル就労は、ユニバーサル就労支援センターで行う就労支援をはじめ、就労に関する様々な取り組みを一体的に実施することにより、一人ひとりが輝くことができる働き方の実現に寄与するものである。計画では、「誰もが働くことができる支援体制を作ります。」「一人ひとりの個性に合わせた働き方を創出します。」「市が一体となって支え合う地域社会を作ります。」などを基本方針としている。また、就労準備から就労体験・コンピューター等を経て就労に至るまで、切れ目のない支援を充実させ、市民の就労機会の拡大と社会参加を推進している。

②計画の期間

- ・令和4年4月～令和9年3月

(7) 第三次富士市DV対策基本計画

①概要

本計画は、富士市におけるドメスティック・バイオレンス（DV）対策の一層の推進を図るため、関連法令等に基づき、多角的な取り組みを体系的に盛り込んだ指針となるものである。DV被害の未然防止、早期発見、および被害者の自立支援を総合的に進めることにより、市民一人ひとりが安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

計画では、「DVを許さない社会の構築」「被害者の尊厳を守る支援体制の充実」「関係機関との連携強化と啓発活動の推進」などを基本方針として定めている。これらに基づき、DV相談窓口の充実、関係機関と連携した切れ目のない支援、子どもや高齢者へのケア、加害者対応を含む多様な施策を展開する。また、広報や教育を通じてDV根絶への意識を高め、市民とともに安全・安心な地域社会の形成に取り組んでいる。

②計画の期間

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

(8) 富士市子ども計画

①概要

富士市の全ての子どもが健やかに成長し、安心して暮らせる社会を実現するために策定した総合計画である。この計画は、「子どもの権利推進計画」「子ども・若者育成支援計画」「子どもの未来サポートプラン」「はぐくむFUJI少子化対策プラン」「子ども・子育て支援事業計画（第二期）」の5つの計画を包含したもので、妊娠・出産から子育て、教育、貧困対策まで、子どもや家庭をめぐるさまざまな取組を体系的に推進している。

②計画の期間

・令和7年4月～令和14年3月

※子ども・子育て支援事業計画（第5章関係：法の規定に基づき5年ごとに改定する）

・令和7年4月～令和11年3月